



# 東京日々新聞

八百九十二号



萬齋  
芳幾



蘇谷縣管下武州秩父郡久那村農高橋六兵衛と云ふ者の娘ふ  
 お節と云ふ者あり同郡般若村の何某(嫁)とて子ども二人まであり  
 中あるは名をいせのりて節操もよき水姓のやありけん兼て密に  
 語合男ありて水りらばと契りて其男の思ひ當る事ありしや或る  
 時のまを斯る事をして世の譏りを受けんも耻じけむ此後互ひこつと思ひ  
 切りて人の非りと免かるべと云ふよお節のりや吾が身の上は秋風の冷なき  
 心ふ替りて悔—この餘り怒りて剃刀を取り出し來りて彼の男の鼻と  
 根本よりテサリとを落したるけり  
 大騒と成り遂に大宮支廳の審判を経て  
 六節の六十日入牢せし上は罰金と課せ  
 られ男は杖七十を著せし  
 如何なる鼻をき次第  
 あつて痛く悔—  
 がしとぞ



甲 具足屋

ホクエイ

